

【介護保険料段階表（第5期⇒第6期）】

第5期（平成24～26年度）		第6期（平成27～29年度）			
所得段階	年間保険料額	所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	年間保険料額
第1段階	29,400円 (2,450円/月)	第1段階	●生活保護受給者の方 ●世帯全員が町民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額（※1）と前年の課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	平成27・28年度 基準額×0.45 平成29年度（※2） 基準額×0.30	29,160円 (2,430円/月) 19,440円 (1,620円/月)
第2段階	29,400円 (2,450円/月)	第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	平成27・28年度 基準額×0.75 平成29年度（※2） 基準額×0.50	48,660円 (4,050円/月) 32,400円 (2,700円/月)
第3段階	44,100円 (3,675円/月)	第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	平成27・28年度 基準額×0.75 平成29年度（※2） 基準額×0.70	48,660円 (4,050円/月) 45,360円 (3,780円/月)
第4段階	(軽減) 49,980円 (4,165円/月)	第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税が非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	平成27～29年度 基準額×0.90	58,320円 (4,860円/月)
	(標準)基準額 58,800円 (4,900円/月)				
第5段階	64,680円 (5,390円/月)	第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税が非課税の方で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	平成27～29年度 基準額	64,800円 (5,400円/月)
第6段階	73,500円 (6,125円/月)	第6段階	本人に町民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	平成27～29年度 基準額×1.20	77,760円 (6,480円/月)
第7段階	88,200円 (7,350円/月)	第7段階	本人に町民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	平成27～29年度 基準額×1.30	84,240円 (7,020円/月)
		第8段階	本人に町民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	平成27～29年度 基準額×1.50	97,200円 (8,100円/月)
		第9段階	本人に町民税が課税されており、本人の前年の合計所得金額が290万円以上の方	平成27～29年度 基準額×1.70	110,160円 (9,180円/月)

※1…「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額です。

※2…第1～3段階の平成29年度の調整率、保険料金額は、平成27年3月時点の予定額であり、今後制度改正等により変更になる場合があります。

忘れずに納付しましょう！

介護保険料は介護保険サービスに必要な費用を賄う重要な財源です。一人一人の保険料が介護保険制度を支えています。保険料は忘れずに納めてください。保険料を長期間滞納している人は、介護サービスを利用するときに、サービス利用料をいったん全額負担することになったり、負担率が増加したりする場合があります。

65歳以上の方へ
4月から介護保険料が変わります

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉グループ ☎662-2456

中山町では、3年ごとに介護保険事業計画を策定しています。この事業計画に基づき、平成27年度～29年度（第6期）の3年を通じて介護保険が健全に運営できるよう、介護保険料についても改定を行いました。

基準額が月額5,400円になりました

第6期（平成27年度～29年度）では、基準額が月額5,400円に改定となりました。第5期（平成24年度～26年度）の月額4,900円と比較して月額500円の増額となります。なお、基準額は下記の計算式で算出されます。

【基準額計算式】

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{中山町に必要な介護サービスの費用 (介護保険給付費)} \times \text{65歳以上の方の負担割合 (22\%)}}{\text{中山町の65歳以上の方の人数}}$$

保険料上昇の理由は？

第6期において介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

- ① 高齢者（65歳以上）人口の増加や要介護等認定者数の増加
- ② ①による介護給付費等対象サービス量の大幅な増加

⇒これらの理由から介護保険料が引き上げられますが、介護保険料の上昇を少しでも緩和するため、基金等を活用し、基準額を月額5,803円から月額5,400円に引き下げています。

保険料段階が9段階になりました

介護保険料は、基準額を基礎として所得や町民税の課税状況等によって保険料段階を設定しています。これまで、保険料段階は8段階でしたが、所得に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、国の基準と同じ9段階に細分化されました。

詳しくは、左ページの介護保険料段階表（第5期⇒第6期）をご覧ください。